案　内　文

令和７年１月までに風しん抗体検査を
令和７年２月までに風しん第５期定期接種を受けましょう

▶　風しんの予防接種は、現在、予防接種法に基づき公的に行われています。しかし、公的な接種を受ける機会がなかった昭和37年４月２日から昭和54年４月１日の間に生まれた男性は、**抗体保有率が他の世代に比べて低くなっています**。

▶　令和６年度末まで、昭和37年４月２日から昭和54年４月１日の間に生まれた男性を風しんの定期接種※の対象者としています。

※予防接種法（昭和23年法律第68号）第５条第１項の規定に基づく定期の予防接種

▶　対象者の方は、**お届けしているクーポン券を利用して、まず抗体検査を**受けていただき、抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方は、定期接種の対象となります。

～抗体検査・予防接種までの流れ～

令和７年１月まで

クーポン券が届いています

↓

抗体検査（クーポン券、本人確認書類が必要です）

抗体検査の結果が届きます

（※医療機関に結果を受け取りに行くこともあります）

↓

抗体なし

- 風しんへの抵抗力がありません。
- 風しんにかかるリスクがあります。

↓

抗体あり

- 風しんへの抵抗力があります。
- 定期の予防接種の対象となりません。

令和７年２月まで

予防接種を受けましょう
（クーポン券、本人確認書類、抗体検査結果通知が必要です）

★ 予防接種は、本事業に参加している全国の医療機関等で受けられます。

クーポン券（イメージ）

医療機関や健診会場の窓口でクーポン券を提示すれば、風しんの抗体検査や風しんの予防接種を受けられます。

★ 抗体検査は、

① 事業所健診や特定健診の機会に、その場で受けられます※。

※勤務先の企業（事業所健診の方）や市区町村（特定健診の方）にお問い合わせください。

② 本事業に参加している全国の医療機関等で受けられます。

★ 予防接種は、当日の体調や基礎疾患等で受けられない可能性もあります。また、接種後、副反応が発生するおそれもありますので、必ず医師と相談してください。

★ 抗体検査・予防接種を受けられる医療機関等のリストは、厚労省HPに掲載しています。

よくあるご質問

Q　どうして風しんの追加的対策を実施しているのですか？

A　風しんは、感染者の飛まつ（唾液のしぶき）などによって他の人にうつる、感染力が強い感染症です。妊娠早期の妊婦が風しんに感染すると、出生児が先天性風しん症候群（眼や耳、心臓に障害が出ること）になる可能性があります。

大人になって感染すると無症状～軽症のことが多いですが、まれに重篤な合併症を併発することがあります。また、無症状でも他人に風しんをうつすことがあるので、感染を拡大させないためには、社会全体が免疫を持つことが重要です。

風しんの追加的対策の詳しい情報については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

風しんの追加的対策　検　索

お問合せ先

徳島市健康長寿課

☎（088）621－5523

〒770-8571

徳島市幸町2丁目5番地